

郡山市戸籍事務電子計算組織に係るデータ保護管理要綱

平成 16 年 10 月 31 日制定

平成 17 年 2 月 27 日一部改正

平成 21 年 12 月 25 日一部改正

令和 5 年 2 月 27 日一部改正

[市民部市民課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）第 68 条の 2 の規定に基づき、本市の磁気記録をもって調製、記録された戸籍、除かれた戸籍及び改製原戸籍の滅失及びき損並びにこれに記録されている事項の漏洩の防止に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸籍総合システム 戸籍、除かれた戸籍、改製原戸籍及び戸籍の附票（以下「戸籍等」という。）の調製、記録並びに管理、人口動態調査令（昭和 21 年勅令第 447 号）第 2 条第 1 項に規定する人口動態調査票の作成、相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）第 58 条第 1 項の規定による通知書の作成等の戸籍に関する事務を総合的に処理する電子計算組織をいう。
- (2) データ 記録媒体に記録されている戸籍等に関する情報をいう。
- (3) 記録媒体 磁気ディスク、磁気テープ、光磁気ディスク等のデータを記録している媒体をいう。
- (4) 出力帳票 データを印刷した帳票をいう。
- (5) ドキュメント 戸籍総合システムの設計書、プログラムの説明書、操作手引書、コード一覧表等の戸籍総合システムの運用に必要な書類をいう。
- (6) 端末装置 戸籍総合システムと接続したデータ入出力装置をいう。

(事務処理の基本方針)

第 3 条 戸籍総合システムによる事務処理にあたっては、戸籍事務の効率化を図るとともに、データの保護に努めなければならない。

(事務処理の範囲)

第 4 条 戸籍総合システムにより処理する事務の範囲は、データの編製及び記録、受付帳の調製、戸籍に関する証明書等の発行、戸籍に関する統計等の戸籍事務及び戸籍附票システム、人口動態統計システム等にデータを提供する戸籍関連事務とする。

(データ等保護管理者)

第5条 戸籍総合システムのプログラム、データ及びドキュメントを適正に管理運用するため、データ等保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置き、市民部市民課長をもって充てる。

2 保護管理者に事故があるときは、あらかじめ保護管理者が指定する者がその職務を代理するものとする。

(データ等の保護)

第6条 保護管理者は、戸籍総合システムのプログラム、データ、ドキュメント等を保護し、適正に管理運用するため、端末装置を取り扱う者の指定を行い、次に掲げる措置を講ずるほか、当該指定を受けた者（以下「取扱者」という。）、次条の端末装置等管理者、第8条の端末装置運用管理者及び第11条の運用責任者（以下「取扱者等」という。）を監督し、必要な助言及び指導を行わなければならない。

- (1) 取扱者等以外の者が記録媒体に記録されたデータについて、変更を加えることができないようにすること。
- (2) 保護管理者があらかじめ認めた業務以外の業務を処理することができないようにすること。
- (3) 端末装置は、取扱者等以外の者が容易に画面表示を読み取ることができないように配置すること。
- (4) 出力帳票、ドキュメント、記録媒体は、すべて施錠できる保管庫に保管すること。
- (5) 記録媒体及びドキュメントの授受、保管及び複写使用については、台帳に記載する等の方法により適正に管理するものとする。
- (6) その他データの保護に必要な措置をとるものとする。

(端末装置等管理者)

第7条 保護管理者の補佐を行うとともに、端末装置の適正な取扱いを行うため、端末装置等管理者を置き、市民部市民課課長補佐をもって充てる。

2 端末装置等管理者は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 端末装置の管理に関すること。
- (2) 火災その他の災害又はデータの漏洩、滅失、き損その他の事故（以下「災害等」という。）に備えた必要な安全措置及び災害等が発生した場合の保護管理者への報告、必要な対策等に関すること。

(端末装置運用管理者)

第8条 端末装置の適正な運用を図るため端末装置運用管理者を置き、市民部市民課戸籍係長をもって充てる。

2 端末装置運用管理者は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 戸籍総合システムに係る電算処理業務についての計画立案及び実施に関すること。
- (2) データの処理に関するこ。
- (3) 出力帳票の管理その他戸籍総合システムの処理に必要な事務。

(パスワードの管理)

- 第9条 保護管理者は、取扱者等の処理業務の範囲を定めるとともに、取扱者等ごとに入出力を制御する仮パスワードを設定し、当該取扱者に付与しなければならない。
- 2 取扱者は、付与された仮パスワードを速やかに変更しなくてはならない。
 - 3 取扱者等は、パスワードの入力等に際してパスワードが他に知られることのないようにしなければならない。
 - 4 取扱者等は、自己のパスワードを他人に漏らし、又は使用させてはならない。

(取扱状況の把握及びプログラム管理)

- 第10条 保護管理者は、取扱者等に次に掲げる事項を報告させ、常に戸籍総合システムの取扱状況を把握しておかなければならぬ。
- (1) 端末装置の管理状況
 - (2) データの取扱状況
 - (3) 記録媒体の取扱状況
 - (4) その他戸籍総合システムの運用に関するこ

(戸籍サーバの保管施設)

- 第11条 災害等の事変からデータを保護するため、戸籍サーバを庁舎外の民間事業者の施設に保管できるものとする。この場合において、次に掲げる要件を満たさなければならない。
- (1) サーバ室の入退室管理について、ICカード以上のセキュリティを確保すること。
 - (2) 監視カメラにより、サーバ室の入退室を常時監視すること。
 - (3) ハードウェア機器等の障害発生時には、即座に市へ連絡・報告すること。
- 2 前項に基づき戸籍サーバを庁舎外に保管しようとするときは、本市の適正・厳格な管理下に置かれ、権限を有する取扱者以外の者がデータにアクセスできないような措置を講ずるものとする。
 - 3 戸籍サーバは、仮想サーバ上に構築できるものとする。

(運用責任者)

- 第12条 データの適正な管理を図るため、出先機関に別表で定めるところにより運用責任者を置く。
- 2 運用責任者は、当該出先機関に設置する戸籍総合システムに係る機器等及び出力帳票を適正に管理しなければならない。

(出力帳票等の処分)

第 13 条 保護管理者及び取扱者等は、不要となった記録媒体、出力帳票又はドキュメントを処分するときは、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 出力帳票及びドキュメントは、裁断又は焼却等の復元できない方法により処分すること。
- (2) 記録媒体は、記録内容を消去し、確認の上、廃棄すること。

(訓練)

第 14 条 端末装置等管理者は、取扱者に対し、戸籍総合システムの利用及び安全対策に関する必要な教育訓練を行わなければならない。

(研修)

第 15 条 端末装置等運用管理者は、取扱者に対し、データの重要性及びプライバシー保護に関する意識の高揚を図るための研修を実施しなければならない。

2 前項に規定する研修は、取扱者に対して年 1 回以上行わなければならぬ。この場合において、新任の取扱者に対しては着任後できる限り早い時期に行うものとする。

(その他)

附 則

この要綱は、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 117 条の 2 第 1 項の規定に基づく法務大臣の指定を受けた日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 27 日から施行する。

別表（第12条関係）

運用責任者	管理範囲
郡山市民サービスセンター所長	郡山市民サービスセンターに設置する戸籍総合システム関連機器及び出力帳票
郡山市緑ヶ丘市民サービスセンター所長	郡山市緑ヶ丘市民サービスセンターに設置する戸籍総合システム関連機器及び出力帳票
郡山市富田行政センター所長	郡山市富田行政センターに設置する戸籍総合システム関連機器及び出力帳票
郡山市大槻行政センター所長	郡山市大槻行政センターに設置する戸籍総合システム関連機器及び出力帳票
郡山市安積行政センター所長	郡山市安積行政センターに設置する戸籍総合システム関連機器及び出力帳票
郡山市三穂田行政センター所長	郡山市三穂田行政センターに設置する戸籍総合システム関連機器及び出力帳票
郡山市逢瀬行政センター所長	郡山市逢瀬行政センター及び郡山市逢瀬行政センター河内連絡所に設置する戸籍総合システム関連機器及び出力帳票
郡山市片平行政センター所長	郡山市片平行政センターに設置する戸籍総合システム関連機器及び出力帳票
郡山市喜久田行政センター所長	郡山市喜久田行政センターに設置する戸籍総合システム関連機器及び出力帳票
郡山市日和田行政センター所長	郡山市日和田行政センターに設置する戸籍総合システム関連機器及び出力帳票
郡山市富久山行政センター所長	郡山市富久山行政センターに設置する戸籍総合システム関連機器及び出力帳票
郡山市湖南行政センター所長	郡山市湖南行政センター及び郡山市湖南行政センター月形連絡所に設置する戸籍総合システム関連機器及び出力帳票
郡山市熱海行政センター所長	郡山市熱海行政センターに設置する戸籍総合システム関連機器及び出力帳票
郡山市田村行政センター所長	郡山市田村行政センター、郡山市田村行政センター高瀬連絡所及び郡山市田村行政センター二瀬連絡所に設置する戸籍総合システム関連機器及び出力帳票
郡山市西田行政センター所長	郡山市西田行政センターに設置する戸籍総合システム関連機器及び出力帳票
郡山市中田行政センター所長	郡山市中田行政センターに設置する戸籍総合システム関連機器及び出力帳票